

諮詢序：独立行政法人都市再生機構

諮詢日：令和6年8月2日（令和6年（独情）諮詢第93号）

答申日：令和7年3月19日（令和6年度（独情）答申第104号）

事件名：特定地の土地譲渡契約書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月20日付けと303-333により独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

なお、審査請求書において、審査請求書に記載した内容は、審査請求人の訴訟上の営業秘密であり、機構、機構の弁護人及び関係官庁以外の第三者に審査請求書を開示する場合、事前に審査請求人の書面による承諾を得る必要がある旨の記載があることから、審査請求の具体的な内容の記載は省略する。

### 第3 謝問序の説明の要旨

（審査請求書の内容に関する記載は省略する。）

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書の開示請求に対する一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示請求者（以下「審査請求人」という。）から、不服の申し立てがなされたものである。

#### 2 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）に基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。また、都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）28条1項に規定する業務のうち、機構

法施行前に開始されたもの等も行っている。

### 3 審査請求人の主張について

(略)

### 4 原処分の妥当性について

#### (1) 本件対象文書について

今回請求のあった法人文書は、「特定地名他 入札、契約時特定会社がURに提出した書類一式」である。特定事業については（特定事業の特定につながる記載のため省略）。

処分庁は、今回の請求に該当する文書として本件対象文書を特定し、一部開示決定の処分を行った。

ただし、譲受人代表者の印影については、法5条2号イに基づき、不開示とした。

諮問庁は、審査請求人の審査請求内容について検討を行った結果、原処分を維持することが妥当であると判断した。

以下に、その理由を説明する。

#### (2) 不開示情報該当性について

不開示とした部分	不開示とした理由
譲受人代表者の印影	左記は、公にすることにより、各種書類の偽造等に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（法5条2号イ）

#### (3) 審査請求人の主張について

(略)

### 5 結論

以上のことから、諮問庁は原処分を維持することが妥当であると判断した。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月2日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審議
- ④ 令和7年1月31日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書は、特定会社が特定事業の契約の際に機構に提出した資料一式である。

不開示部分には、譲受人代表者の印影が記載されているところ、当該不開示部分は、法人に関する情報であって、公にすることにより、各種書類の偽造等に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。また、法5条2号ただし書に該当する事情もない。

よって法5条2号イに該当する。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明は否定し難い。また、法5条2号ただし書に該当するとすべき特段の事情も認められない。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

- 文書1 特定地名所在の土地譲渡契約書
- 文書2 特定地名所在の土地引渡確認書
- 文書3 特定地名所在の石杭（境界石）の設置確認書
- 文書4 特定地名所在の土地譲渡契約を変更する契約書